

平成30年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成30年9月27日（木曜日）

議事日程第5号

平成30年9月27日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 糸魚川市駅北大火復興対策について
- 日程第4 議案第57号
- 日程第5 議案第58号から同第60号まで、同第70号、同第71号、陳情第4号、発議第2号及び同第3号
- 日程第6 議案第61号から同第65号まで、同第72号から同第76号まで及び同第79号
- 日程第7 議案第66号から同第69号まで、同第77号及び同第80号から同第82号まで
- 日程第8 議案第78号
- 日程第9 発議第4号
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 閉会中の継続審査及び調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 糸魚川市駅北大火復興対策について
- 日程第4 議案第57号
- 日程第5 議案第58号から同第60号まで、同第70号、同第71号、陳情第4号、発議第2号及び同第3号
- 日程第6 議案第61号から同第65号まで、同第72号から同第76号まで及び同第79号
- 日程第7 議案第66号から同第69号まで、同第77号及び同第80号から同第82号まで
- 日程第8 議案第78号
- 日程第9 発議第4号
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 閉会中の継続審査及び調査について

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 19名

1番	平澤	惣一郎	君	2番	東野	恭行	君
3番	山本	剛	君	4番	吉川	慶一	君
5番	五十嵐	健一郎	君	6番	滝川	正義	君
7番	佐藤	孝	君	8番	新保	峰孝	君
9番	田原	実	君	10番	保坂	悟	君
11番	笠原	幸江	君	12番	斉木	勇	君
13番	中村	実	君	14番	大滝	豊	君
15番	田中	立一	君	16番	古川	昇	君
17番	渡辺	重雄	君	18番	松尾	徹郎	君
20番	吉岡	静夫	君				

〈欠席議員〉 1名

19番 高澤 公 君

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹	君	副市長	織田	義夫	君
副市長	木村	英雄	君	総務部長	藤田	年明	君
市民部長 会計管理者兼務	山本	将世	君	産業部長	見辺	太	君
総務課長	渡辺	成剛	君	企画定住課長	渡辺	孝志	君
財政課長	大沢	喜昭	君	能生事務所長	土田	昭一	君
青海事務所長	猪又	功	君	市民課長	小林	正広	君
環境生活課長	五十嵐	久英	君	福祉事務所次長	嶋田	猛	君
健康増進課長	横澤	幸子	君	商工観光課長	大嶋	利幸	君
農林水産課長	池田	隆	君	建設課長	五十嵐	博文	君
復興推進課長	斉藤	喜代志	君	会計課長	大久保	岳生	君
ガス水道局長	木村	清	君	消防長	丸山	幸三	君
教育長	田原	秀夫	君	教育次長 教育委員会こども課長兼務	井川	賢一	君
教育委員会こども教育課長	石川	清春	君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務	小島	治夫	君
教育委員会文化振興課長 博物館長兼務 市民会館長兼務	磯野	茂	君	監査委員事務局長	伊藤	章一郎	君

〈事務局出席職員〉

局長 松木 靖君 次長 山川 直樹君
主査 上野 一樹君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、高澤 公議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7番、佐藤 孝議員、16番、古川 昇議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

昨日及び9月6日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、委員長報告について申し上げます。

委員長報告につきましては、総務文教、市民厚生各常任委員長から休会中に行われました所管事項調査について、また糸魚川市駅北大火復興対策特別委員長から中間報告を行いたい旨の申し出がありますことから、これを本日の日程事項といたしました。

次に、議員発議について申し上げます。

総務文教常任委員会に付託となっておりました陳情第4号が採択されましたことから、私学助成の増額を求める意見書が発議第2号及び同3号として、県知事及び内閣総理大臣ほか関係大臣宛て

に、また、シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書が発議第4号として、それぞれ所定の手続を経て提出されております。

これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

次に、議員派遣について申し上げます。

去る9月6日に行われました議会運営委員会において、タブレットを本格的に運用するため、いま一度タブレット研修を行ってほしいとの意見があることから、10月24日、水曜日にタブレット研修を行うこととし、議長発議として日程事項に加えることといたしました。

次に、議会運営について申し上げます。

9月6日に行われました議会運営委員会において、改めて糸魚川市議会会議規則第118条について協議いたしました。この件については、全国市議会議長会にも確認しております。今後の委員会運営については、必要と思われる事項があれば、しっかりと協議し、対応することで委員会の意見の一致を見ております。

なお、そのほか議会運営に関して意見が出ておりますが、今後の課題として協議を重ねることといたしました。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

おはようございます。

ただいまの報告に対して質疑をさせていただきます。

まず、会議規則118条についてでありますけども、このことに関しまして議会運営委員長から今ほど報告がありました中で、そのようにはっきりと触れていらっしゃらなかったかと思うんですが、協議の場を設けるといふふうにされたと思うんですね。その協議の場の運営のルールについて、委員会ではどのようにお話をされたのが1点であります。

次に、その協議の場において、話され、導き出された結論について議会ではどのように報告され、また、効果を持つものなのか、これが2点目であります。

そして3点目ですが、この協議の結論によって議員の権利が守られることになるのか、あるいは侵害されることになるのか、その確認を誰がどのように行うのか伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

まず、1点目につきましては、本会議終了後、正副各常任委員長、特別委員会の正副委員長との協議会をいたしまして、この118条について再確認と同時に今後の委員会運営について協議をしたいというふうに思っております。

それから2点目、今ちょっと私、書き損じたんですけども、いま一度言っていただけますか。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午前10時06分 休憩〉

〈午前10時07分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

失礼いたしました。2点目のことにつきましては、まず、協議会で出された意見をまとめ、議会運営委員会でまず報告をいたしたいと思っております。もちろん、議会運営委員会でそれについていろいろなまたご意見が出るかもしれませんが、そのような形で進めたいと思っております。

それから、議員の権利等々についてのお話ですが、これは十分守られるというふうに私は思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

じゃあ2点目であります。

9月3日、本会議における議会運営委員長報告への質疑の中で、議員より、8月10日の市民厚生常任委員会の中で委員長が反対討論を行い、高澤委員の要望で採決を行って、委員長が採決に参加した。議会運営上、本当に認められるのでしょうかとの発言があったことで、この会議規則118条についての協議の場を持つことに至ったと、私は認識しております。この点を委員会では、どのように精査をされたか、先ほどの議員の発言の精度について、精度ですね、確認・精査をされたのか、あるいはしていないのか、この点について伺いたいというのが1つと。

それに関連してですが、8月10日に開催された市民厚生常任委員会を松尾委員長は、議会運営委員会というふうに話をされております。この点と。

それから、今ほどの市民厚生常任委員会でも委員長が反対討論を行った、また、委員長が採決に加わったところが正確さを欠いていると思いますが、これが記録として残ることに問題はないだろうか。訂正する場合は、その会議中と思いますが、委員長より確認していただくと同時にいかが

されるか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

まず、最後のほうからお答えしたいと思います。

記録として云々ということなのですが、これはちょっと非常に膨大な量だったので、今ちょっと私、まとめられないんですけども、暫時休憩してください。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午前10時10分 休憩〉

〈午前10時11分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

10時25分まで、暫時休憩します。

〈午前10時11分 休憩〉

〈午前10時25分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

暫時休憩して、40分を再開いたします。

〈午前10時25分 休憩〉

〈午前10時38分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

大変失礼いたしました。

今ほど議事録を確認し、精査したところ、まず、初めにおわびして訂正させていただきますが、私の報告の中で「議会運営委員会」と確かに申し上げました。これは「市民厚生常任委員会」の誤りでありますので、おわびして訂正させていただきます。

それから2番目につきましては、9月3日に行われました議会運営委員会の委員長報告に対する質疑の中については、確認・精査されてはおりません。

それから3点目につきましては、委員長が反対討論を行った、また、委員長が採決に加わったという点についてどうかということではありますが、118条では、これは何も問題がなかったということでもあります。

このような問題が起こったということで、今後の委員会議事運営について正副委員長との話し合いを持つことにしたということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

じゃあ3番目であります。

正副で集まって、協議の場を持つということでございます。それで、会議規則の166条に、協議または調整を行うための場ということで規定がございまして、糸魚川市の場合は全員協議会、それから会派代表者会議、各常任委員会協議会、各特別委員会協議会ということで、別表にこのように協議の場が定められているんですよね。今度行うと言われている正副委員長が集まって行う協議の場というのが、この中に該当しないとするとさまざまルールづくりが必要になってくると思うんですけども、名称、目的、構成員、招集権者、及び設置期間等々も必要になると思うんですけど、そこら辺をどのようにお考えになっているのかということをお聞かせいただいで、本会議後に開かれるであろう協議の場に臨みたいということなので、そのところを伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

今の件につきましては、懇談会の後、そういったものについての、出された意見についてまとめ、議会運営委員会で報告をいたします。

また、これは全員協議会の中で必要と思われるような点があれば、当然、全員協議会を開いていただいた中で、今後の委員会の議事運営等々についてもこういった課題があるということで、議員全員からの考え方を聞く場もあるだろうと、内容によっては、そのように考えております。

○9番（田原 実君）

ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

今いろんな問題というか、話し合われました、議会運営委員会の委員長と田原議員。私も市民厚生常任委員会の委員の1人で、今取り上げられた問題の現場にいたわけですから。それにしてもそもそも論で、私はお聞きするんですけども、118、会議規則の、今取り上げられとった、これはそもそも議員固有の権利・行使、そういうものから出発しとるものだと、私は思っております。こういうことについて委員長、いやそれは何かちょっとおいという、そういうものがあるのか、私の言ってるように、議員固有の権利から118条、私は至極もつともな決まりだと思っておりますので、その辺についてお伺いしたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

今ご指摘のとおり私自身も議員に与えられた権利だというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

今のお考えお聞きしまして、やっぱり同じことを考えてるなと思ひまして、これで終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教及び市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、9月19日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

調査項目は、権現荘の経営問題に関する委員会報告書についての1件であります。

この取り組みは、平成30年3月26日の総務文教常任委員会の委員長報告で述べているとおり、権現荘の経営問題について、委員会が主体となって行政の協力のもと報告書をまとめることとなりました。議員が、市民に説明できる内容とできない内容を整理してまとめることで、委員の意見一致をしております。早ければ6月、遅くとも9月までに作成させる予定で進めてまいりますとしておりました。

各委員のさまざまな提言や意見を尊重し、時には見解の相違などもある中で、9月19日に1つの報告書としてまとめることができました。改めて委員会委員のご協力に感謝申し上げます。

報告書の詳細な内容は、時間の都合で省きますが、机上配付しておりますのでご確認ください。

この機会に報告書の目的と経過と今後の扱いについてご報告いたします。

報告書の目的は、議員各位が権現荘経営問題の事実関係を市民説明するためのものであります。

報告書2ページ最下段にありますとおり、平成29年3月16日の定例会最終日に、発議第2号として「柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底解明と責任問題の明確化を求める決議について」を可決し、議会全体で行政に調査を求めています。

その後、委員会や一般質問において質疑が行われ、11月20日の委員会において5項目の調査を行い、調査が十分行われたという委員が多数であったため、行政との約束どおり今年の、広報いといがわ12月10日号に行政報告がなされております。これにより、議会側が行政の説明を理解し、権現荘経営問題が明らかになったという観点で、議会による市民のための報告書づくりに着手してまいりました。

当初は、各委員より報告案を提出していただき、整合を図る方法を検討いたしましたが、見解に幅ができるとまとめづらくなるため、正副委員長が中立的な立場で、これまで調査してきた資料をもとに事実関係を整理して、たたき台となる報告書と、時系列に事柄をまとめた案を作成し、委員に配付して、それをもとに委員会開催ごとに意見を出し、議論を重ね、時に持ち帰り検討をしてまいりました。そして、目標の、この9月定例会中の19日に完成することができましたのでご活用いただきたいと思います。

今後は、糸魚川市議会のホームページに掲載し、確認できるようにしておきます。

以上で、所管事項調査の報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

本件の権現荘問題につきましては、二元代表を基底に行政の根っこ、行政のありようはどうあるべきかの教訓を私たちに残してくれていると、私は常々主張し続けております。まさに当報告書、権現荘経営問題報告書は、行政、議会ともに自省を込めて行政かくあるべし、議会かくあるべしを示すための貴重な記録、そして指針であります。

正副委員長はもとより、各委員の労を多とさせていただきます。本当にご苦労さまです。

問題の本質上、私はあえて語尾を現在進行形とさせていただきました。よろしくお願ひします。

そこで、具体的な中身ですが、質問ですが、1つは、今報告書随所で行政と議会の関係に触れ、特に議員、議会のありようについては、自省を込めての配慮したものとなっております。そして最後に、今後、行政は、議会からの指摘を教訓とし、市民目線だと強調しております。これまさに二元代表を目指す理念そのものであります。

対する一方の行政では、対する一方の行政の反応といひましようか、その辺は、この間どうだったのか、その辺の動き、流れを含めてお伝え、お教えいただければと考えるものです。

2つ目が、この報告書、9月18日の総務文教常任委員会で配られ、19日に論じ合われました。

ところで、本日27日、今配られた委員長報告にもありましたけれども、報告書は、その中身が微妙にというか、18日のものと、きょう27日のものでは違っております。どうしてこうなったのか、その辺ご説明いただけるものであればお教えいただきたい。

それから3番目、個別の文面の内容ですが、5ページにわたって、2、行政対応の問題点、中でも（4）の問題を大きくした要因である行政の答弁と対応について、一つ一つごもつともです。私もこのような雰囲気・場面に出くわしてまいりました。例えば風評被害などの言葉、委員長その辺、審議過程で論じ合われたものかどうか、お教えいただければ、いただきたいのですが。

それから4つの質問で、この種の問題に限っていえば、その性格上、縦割りの、例えば委員会審議や行政対応の中で対応するよりは、むしろ、行政全体、議会全体に係る問題として特別な機構といひましようか、あるいは委員会といひましようか、そういう陣立てなどで対応すべきではとの論も、私だけではないけれどもあります。結構あります。その辺、論議・論究はなかったものでしょうか。

以上、4点になります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

吉岡議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の行政の反応はどうであったかということではありますが、この報告書に書いてあるとおりでありまして、そのことについてはやっぱり事実関係をこの報告書はとても大事にしておりまして、行政の反応についてはここに書いてあるとおりでありますし、その補完する意味で一番資

料の、5番目の報告書作成のための資料ということで、これを資料で添付させていただいておりますので、この内容もホームページで閲覧できるようにさせていただきたいというふうに思っております。

2点目の9月18日配付で、19日に微妙に変化があるということではありますが、19日の所管事項の中で、委員より、本文というか本論ではないんですが、一番初めの権現荘経営問題報告書をまとめるに当たってというところで、追加文書の提案がございました。ずっと長い間、期間かけて議論してきたことなんですが、一応、各会派に持ち帰ったり、各個人で検討したものを持ち寄って検討してきた場面で、そのときに提出されたんですが、休憩をとり確認して、その内容を読み上げて、全委員から確認をとっておりますので、その分を追加させていただきました。

3番目の5ページですかね、4番目の風評被害云々については、特段、この報告書をまとめるに当たっては、特段それについての議論というのはなかったかと思えます。各一般質問や委員会でも質疑はあったんですが、この報告書をつくるに当たって、風評被害という個別の問題で議論は特にしてないというふうに認識しております。

あと4番目の行政全体とか議会全体という話になりますと、私、総務文教常任委員会の委員長としては、これはちょっと言及できないもので、そこはちょっとご了承いただきたいと思えます。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

丁重なご答弁ありがとうございました。まだこの問題は、私はさっきも言いましたけど、現在進行形であるというふうに私は思っておりますので、それにしても正副委員長、あるいは各委員、非常なご労苦、ご苦労さまであります。そのことを申し添えて、質問を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

市民厚生常任委員会では、休会中の9月14日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告申し上げます。

調査項目は、健康づくりセンタープールの整備について、ごみ処理施設の整備について、次期一般廃棄物最終処分場の整備についての3点であります。

まず、健康づくりセンタープールの整備については、担当課より、当委員会からの意見を踏まえ、利用計画、安全面、経費面について精査を行い、整備方針について検討した結果、25メートルプールを1.1メートルの固定床、多目的プールをゼロから1.1メートルの可動床で整備する方針であるとの説明がありました。

委員より、委員会で意見集約した25メートルプールを可動床とした場合と、行政の案による場合との工事費の比較について、また、関係団体の意向調査、聞き取りの方法について、さらに、将来的なプールの利活用と経費の関係に対する行政の考え方について質疑がありました。これに対し担当課より、工事費の差額が概算で1億4,130万円となること、競技を目指す団体からの聞き取りについて報告され、行政としてはこれまで示してきた16メートル多目的プールのほうを可動床としたい旨の説明がありました。

また、工事費の差額の詳細については、可動床の設備費は、市の提案の16メートル多目的プールを可動床とした場合は約4,000万円、委員会の提案の25メートルプールを2つの可動床とした場合は約1億1,500万円かかるとの説明がありました。

これに対し委員より、25メートルプールにて2つの可動床とした場合は1億円弱と聞いている。また、16メートル多目的プールを可動床とした場合、5,000万円くらいではないか。30年間プールを使うと考えたときに、将来もいろんな面に対応できるようにするかどうかの違いにおいて、市の提案と委員会の提案との差額についてどう捉えるかとの質疑に対し、市長より、金額もさることながら今の利用者をベースにしながら、糸魚川市民が使うとしたらこういう形がいいとして提案している。今回は、16メートル多目的プールを可動床、25メートルプールを固定床とする形が一番いいと考えていると答弁がありました。

また、委員より、市民からの意見の聞き方について、今回のプールの水深については、最初に1.35メートルの水深のコースが欲しいと言われた方、グループから、そうであれば練習しやすいとの意見があったと思うが、市のほうから我慢してほしいと言われれば、普通の市民なら我慢せざるを得ない。市民からの意見の聞き方には気をつけなければいけないが、今回のプールの計画では本当に市民の望むものを聞いているのかとの質疑があり、市長より、以前と違い市民からの考えを述べていただく状況になってきている。今回のプールの計画は、一般論ではなく、専門的な話においても話し合いの場は設けたと思うと答弁がありました。

また、現在、サンドリウムおうみでは、選手の育成コースなどで、指導者の指導のもと、必要に応じて飛び込みを実施しており、計画しているプールにおいても水深に合わせた適正なスタート台を設置することで、現在と同様に必要に応じて飛び込みは実施できるとのことです。

その他、関連な質疑が交わされておりますが、割愛させていただきます。

次に、ごみ処理施設の整備については、9月14日の午前に次期ごみ処理施設の建設工事現場に赴き、現地の状況を見た上で机上調査としております。

まず、地下埋設物の処理における市が負担する追加工事費が、当初の691万2,000円から972万円に増額となったことについて、見積額等の根拠資料に基づいて説明されました。

これに対し、委員より、見積書の項目や埋設物の処分量、工事が増加した原因の詳細な内訳などについて質疑があり、担当課より、埋設物が当初の見込みよりも深い位置にあり、それに伴い人件費、重機費、運搬費などが増額したと説明されました。

続いて、行政より、地盤改良工事について説明があり、地質調査の結果と確認について、基礎工法について、建設工事の工程について、質疑が交わされております。

委員より、地下埋設物撤去工事がごみ処理施設整備のスケジュール全体に与える影響について、上棟の時期について、工事期間が延びた場合の国からの交付金の対応について質疑があり、担当課より、埋設物撤去により、当初の工期から1カ月のおくれが生じているが、平成32年の3月末までに間に合うよう事業者と協議をしており、鉄骨の立ち上がり時期は、平成31年4月を予定している。また、交付金は年度ごとの交付決定であり、万が一、平成32年3月末までに終わらない場合は、理由を付して国へ繰り越しの手続きをお願いすることになると答弁がありました。

なお、ごみ処理施設整備にかかる市民に対する説明については、広報などにより既に当初の工事内容等が示されており、今後、工事の状況が目に見えて変化する段階で、現場の写真などをホームページに掲載し、工事の進捗状況を随時公開していくとのことでありました。また、住民説明やごみ分別説明会等においてスライド状の説明資料を用いて、ごみ処理施設整備運営事業の説明に当たっていくとのことでありました。

その他、若干の質疑が交わされておりますが、割愛させていただきます。

次に、次期一般廃棄物最終処分場の整備についてであります。

このことについては、平成33年度からの供用開始を目指しており、今回、発注仕様書案について、概要をまとめた資料に基づき説明がありました。

委員より、埋め立て対象物に対する地元大野区の了解について質疑があり、担当課より、大野区との協定では、埋め立ての対象は、ごみを焼却した際に煙突などに付着する飛灰のみであるが、飛灰のみを埋め立てる整備計画とすると、処分場の埋め立て容量が小さくなるため、不燃物処理残渣も埋め立てる計画としている。

不燃残渣の埋め立てについては、大野区とは協議中であるが、まだ了解という段階ではなく、整備後の施設の管理状況を確認してもらいながら、安心感を持っていただく中で、引き続き協議をしていきたい。当然のことながら、大野区の了解がなければ不燃残渣は埋め立てないと答弁がありました。

委員からは、見切り発車とならないよう話し合いをしっかりと、地元の了解を得た上で事業を進めていくよう意見がありました。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．糸魚川市駅北大火復興対策について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、糸魚川市駅北大火復興対策についてを議題といたします。

糸魚川市駅北大火復興対策特別委員会に付託中の本件について、同委員長から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

中村 実糸魚川市駅北大火復興対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

中村委員長。〔13番 中村 実君登壇〕

○13番（中村 実君）

おはようございます。

ただいまより、糸魚川市駅北大火復興対策特別委員会の中間報告を行います。少し長くなると思いますが、よろしく願いいたします。

当特別委員会は、平成29年12月21日に設置され、本年8月27日までに6回の委員会と1回の市外調査を行っておりますので、一連の流れでご報告を申し上げます。

まず、1月25日に開催されました第2回委員会では、義援金の第5次配分として総額6,845万円、見舞金として被害の状況や建物の所有状況に応じ、最大50万円の配分を行った。また、みなし仮設住宅以外に住み、家賃等の負担があった方に対しては、特別の加算枠を設け、その他一部損壊の建物の補修費用が20万以上の方は、超過分の半額、上限30万の支給を行っています。

また、義援金については、これまで8億円が寄せられたが、受け付けについては、昨年12月29日で終了させていただいています。

次に、復興まちづくり情報センターの開設については、昨年開かれた特別委員会で意見をいただき、ことしの1月から日曜・祭日も休まずにセンターを開設している。

なお、開設の拡充に伴い、必要となる人員について、大火復興集落支援員を1名新たに採用し、5人体制で業務に当たっている。

大火から1年が過ぎ、被災者再建見込みの状況は、昨年12月1日現在で、被災者145世帯、260人のうち、火災当時、居住していた方は108世帯、223人であり、今後、被災地内の再建及び既住の意向を合わせた73世帯、157名が被災地に戻る予定と把握している。また、被災

した56事業所のうち、22事業者が被災地内で事業再開の予定と把握しているが、被災地内の再建意向が居住者に比べて低いと分析している。

次に、昨年12月4日から復興情報サイト「HOPE糸魚川」を開設し、被災者支援に関する情報や復興の進捗状況などを画像や映像を用いて配信しているほか、復興レポートとしてかわら版を月2回発行している。

また、市道の拡幅工事は、被災地内計画延長約780メートルのうち、およそ8割となる640メートルについて発注し、3月から5月の間で完成する予定である。側溝改良工事については、計画延長約400メートル全て発注し、3月から4月の間で完了する予定である。

次に、平成30年度の主な工事予定として、2カ所に大型防火水槽の設置工事、広場整備、道路美装化工事を行う。このうち、海望公園の防火水槽は、海水を補給できるように計画し、将来的には、にぎわい創出広場の防火水槽と地下に埋設した管で連結する予定である。また、無電柱化の計画は、現在、関係機関と協議しているが、実施時期など確定次第、改めて説明を行う。

次に、復興市営住宅については、基本計画はほぼ完了し、実施設計に入りました。概要については、木造3階建てが2棟、2階建てが2棟、整備個数は18世帯であり、1階部分には、訪問診療所と入居者や地域にお住まいの皆さんが交流できるスペースも設けたい。スケジュールは、ことしの3月末を目途に実施設計を完了し、7月から設計・建設工事に着手し、来年4月ごろの完成を予定しているなどの説明が行われました。

委員からは、情報センターを土・日も開所するようになるということだが、内容はどの質問に対し、年明け以降、3日から年末年始を除き、毎日開所するスタッフを配置するとの答弁がありました。

また、他の議員より、駐車場については、どこに、どの程度の規模の駐車場をつくるのかとの質問に対し、まだ決まっていないが、今後、どこに、どの規模の駐車場が必要か現在検討中であるとの答弁がありました。

そのほか担当より、復興まちづくり計画における、にぎわいまちづくりを推進するため2月1日付で課長補佐職1名と係員1名の2名体制で復興推進課内に関係課との連絡取りまとめ役として、新たににぎわい創出係を新設したいと考えているとの説明もありました。

次に、2月13日の第3回特別委員会では、復興市営住宅の概要についてと被災地の防災関連対策についての2点の説明があり、委員からは、復興市営住宅の総事業費と坪単価は幾らかとの質問に対し、建設工事費と外構が4億7,700万円であり、平米当たり28万、坪単価にすると92万5,000円であるとの答弁がありました。

委員から、いいものをつくれれば当然、積み上げでそのくらいの金額になるが、維持管理費にも相当な金額がかかる。議会に諮る以外に市民理解はどうするのかとの質問に対し、議会にこの金額を話したのは初めてであり、今後、建物の構造や使い道など地元の皆さんや被災者説明会で説明をしていきたい。また、地元材で地元の大工さんを使い、在来工法で行うほか、木造3階建ての準耐火は、まだ実例がないので、先進地的なモデルに十分なると思うとの答弁がありました。

その他、委員より、被災地域の防災関連対策については、にぎわい創出広場の真ん中に防火水槽を置くことにより、広場の利用が制限されるのではないかと、また、何トン荷重なのかとの質問に対し、荷重については、25トン荷重を想定しており、土かぶりを1.5メートルとれば、荷重的に

は問題はない。採水管の位置も消防とよく話をし、決めていきたいとの答弁に対し、委員からは、にぎわい広場に200トンの水槽をつくらずに分散したほうがよかったのではとの質問に対し、200トン1基と100トン2基を比較検討し、場所の確保や消防団も含めた放水活動を考慮すると防火水槽の分散については、有効性が考えられない。また、この地域では、耐震性の防火水槽が非常に少なく、今後、防火水槽の整備計画の中で老朽化したものを随時、更新していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、3月28日の第4回委員会では、9時より現地視察を行い、10時から机上調査を行っておりますので、ご報告申し上げます。

まず、消防からは、城の川の海水の取り入れ取水口は、約7メートルほどの深さであり、消防ポンプ車では取水できるが、消防団のポンプは給水が6メートルということで給水はできない。しかし、もう2カ所新設する吸水口は、約5メートルであり、消防団の給水管が十分届く。

よって消防ポンプ車は、既存の場所、新しい2カ所は消防団が使い、もし何かあれば100トンの防火水槽に補給する体制をとりたいと考えているとの説明に対し、議員からは、提案していた100トンの防火水槽に海水を取り込む話は、大変丁寧な説明で理解できた。住民の命を守るという目的が達成されるのではないかと思うなどの理解が示されました。

次に、市営住宅については、境界を最低60センチあけ、ポケットパークのほうに移動させても影響は少ない。最低でも防火上、必要な幅をとっていただきたいという強い意見が多く議員よりありました。

そのほか訪問診療所については、診察できる距離が16キロとなっているが、能生の場合、真部医院、室川医院、能生国保診療所や名立にも診療所があり、そこから訪問診療ができることから、能生に対しては、百川及び藤後ということで範囲が定められている。また、16キロというのは、レセプト請求、医療点数で請求できるのが16キロと定められており、16キロを超えた場合は自己負担での診療は可能かと思うが、診療としては保険請求ができないと思うとの説明があり、それに対しては、地域に入り、しっかりと説明をしていただきたいとの要望がありました。

その他、29年度内部評価の概要について、被災事業者状況調査の実施結果について、ブロック別意見交換会の開催状況について、防災とにぎわい拠点施設の検討状況について、VR仮想現実空間の活用については、若干の意見がありましたが、割愛させていただきます。

次に、6月20日、第5回委員会では、6月25日に行う被災者関係者説明会に関する報告がありました。主な内容として、前特別委員会の意見を踏まえ、今回の説明会から市のおしらせばんと、被災4区については地区回覧板で、被災者関係者以外の周辺住民には開催の周知を行った。防災とにぎわいの拠点施設では、事業内容や規模等について検討を行い、方向性を示すことや民間事業者とのサウンディングを実施していること。また、商工会議所と先進地視察を行い、空き家・空き店舗等の再生やエリア全体の価値を高める仕組みづくりの研修も行い、視察を通じ、熱のある人材と関係者同士をコーディネートする仕組みが重要と認識した。今後の課題として、復興まちづくり市民会議の立ち上げやリノベーションスクールとも連携して開催していきたいと考えているなどの説明や、まちやどについての説明もありました。

委員からは、初めての説明であり、詳細にわたり質問がありましたが、特段報告する事項はありません。

次に、8月27日の第6回では、8月31日に行う被災者関係者説明会についての報告がありました。

まず、義援金の第7次配分の計画について、国の災害救助法に基づく、みなし仮設住宅に現在入居している方で、自宅等の再建が間に合わないなどの理由で、12月26日の供用期間満了後も引き続き入居が必要な世帯に対し、期間延長に伴う家賃全額の支援を行う。支援期間は最大6カ月で来年の6月までとし、配分合計額は300万を見込んでいるが、被災された方により、支援する額や期間が異なる。また、配分資源としては、3月31日現在で、約8億2,000万円をいただいているが、第1次から6次までの配分予定額を差し引いた配分可能額は2,300万で、今回、7次として300万円の配分を決定したことから、残額は2,000万円余りとなる。この残額については、今後開催する義援金配分委員会で検討した後、被災地を支援する団体等に配分し、復旧・復興に活用する予定との説明がありました。

次に、今年度の復興関連工事の予定については、本町通り北側の6カ所の道路拡幅工事は9月以降、順次工事に着手する。また、今年度の無電柱化の工事は、本町通りと万代屋裏小路線の設計を行っている。現場着工については、来年5月ごろ本町通りから着手する予定である。復興市営住宅については、現在、工事を進めており、駐車場と合わせ、来年度末までに完成する予定であり、広場については、にぎわい創出広場を除き、10月から年度末にかけて8カ所の広場の整備を行う。また、にぎわい創出広場地下に埋設した防火水槽は、9月中に残りの工事を終え、供用を開始する。海望公園向かいの駐車場については、9月から10月に防火水槽工事を行うとともに、工事が終わり次第、引き続き城の川の取水施設や消雪井戸との接続施設を整備する予定であり、地下式消火栓を地上式に改修する工事は、道路工事に合わせ、2カ所予定しているとの説明がありました。

次に、駅北復興まちづくり市民会議の設置については、まちづくりに関心を持っている若者や女性を中心に17名の方に委嘱し、第1回目の会議を7月27日に開催し、今年度は全6回程度の開催を予定し、まちづくりを担う人材の発掘や育成を行い、リノベーション、シンポジウムやスクールと連携しながら進めていく。にぎわい創出広場の整備については、意見交換会を6月から8月にかけて、24の関係団体と行った。また、にぎわい創出広場を除く8カ所の広場については、防災機能を有する広場として災害時の一時避難地や延焼の拡大を抑制する防災面に加え、緑のある町並みを目指し、10月末から順次工事を開始し、来年3月までに工事を完了する予定である。

町なか駐車場の利用については、元第四銀行糸魚川市支店お客様駐車場を市で譲り受け、にぎわい創出広場の駐車場として、来年度、広場と合わせて整備を予定している。現在は17台だが、今後は30台から35台の収容を見込んでいるとの説明がありました。

次に、復興マンホールふたの設置については、大火の記録を次世代につなぐ防火意識を醸成するために、大火で被災した周囲を中心に、下水道のマンホールふたを復興マンホールふたに取りかえるため、8月10日の広報で応募用紙を配布し、8月31日で応募を締め切り、ふたのデザインを決定した後、12月22日の2年事業の中でお披露目をしたいと考えているなど、多く説明を受けました。

委員からは、みなし住宅について、自宅等の再建が間に合わなくなった主な理由は何かとの質問に対し、個々の理由があると思うが、自宅の再建がおくれている方がいることから、市営住宅と同じく一律6月までということで期間延長をした。

また、他の委員からは、駅北復興まちづくり市民会議が7月21日に開催され、初回に17名中5名が欠席したが、当日の欠席の主な理由は何か、またその理由をどのように分析しているのかとの質問に対し、欠席の主な理由は、仕事の関係が4名、1名は委員の交代が突然あり、予定がつかず欠席となった。今後の開催日については、日程調整を行い、多くの委員が参加できるように進めていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、まちなか駐車場については、誰が管理するのか、商店街利用者にとぎわい創出広場の利用者をどのように分けるのかとの質問に対し、現在、仮供用期間における管理は、復興推進課で行い、駐車場はにぎわい創出広場の駐車場なので、広場を利用する人が中心に使っていただきたいとの答弁に対し、日曜・祭日には、金融機関の駐車場も使わせていただくこともあるが、すみ分けが非常に難しいのでトラブルがないように進めていただきたいとの要望がなされました。

そのほか多くの質問がありましたが、割愛させていただきます。

最後になりますが、7月31日、8月1日に実施した岩手県紫波町のオガール紫波株式会社、長野県上田市のHanaLab.の市外調査の集約を行っております。この市外調査には、木村副市長、復興推進課職員2人も同行しております。

それでは、市外調査の集約として、オガールはマルシェと図書館であり、もうけに走るような商業施設ではなく、人が集まる空間をつくり、その周辺に商業が張りつくことにより、全体が成り立っていく方法を目指して成功しているが、当市で進めているのは、にぎわい広場にお母さんや若い人たちが来て、イベントを行う場所であり、もうけを追いかけるようなものではないという点は、オガールに似ているが、当市の展開としては、周辺の商店にもお客が足を運ぶ仕組みづくりが必要であり、もうからないものだけつくってまちづくりだという話はまずいと思う。オガールの図書館は利益を上げる施設ではないため、周辺の歯医者さんや飲み屋、喫茶店が利益を出し、売り上げの一部を図書館に還元するというシステムで多くの人を集めている。糸魚川でも周りの商店街が潤い、その波及効果がふれあい広場に波及するようになればよいと思う。また、オガールの建物の坪単価が、設計込みで坪38万円、これは非常に印象的だった等の集約がありました。

また、上田のHanaLab.については、託児所、シェアオフィスなど複数の企業が入り、ファクスや文房具などを共有で使っていた。営業は3人で1,000件の営業を行っても1件仕事をとれるかどうかの苦労話もある。そのほか託児所が整備されており、企業内保育があり、働きやすい環境整備がよかったなどの意見がありました。

今後、当委員会としても、市外調査を教訓にしながら被災者説明会の開催に合わせた委員会の開催や、今後も新たに市外調査を行いと考えております。

以上で、糸魚川市駅北大火復興対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4．議案第57号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、議案第57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

議案第57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について。

本定例会初日、総務文教常任委員会に分割付託となりました議案第57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定の関係部分につきまして審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案認定であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

消防関係では、AEDの取り扱いと利用度について、AEDがあっても現場で市民が実際にスイッチを押すことがないとの答弁があり、その背景には、AEDの使用により、後に責任が問われるのではないかとの懸念があるとのことでした。

したがって、責任及ばないことを周知し、使用していただくよう努めるとありました。

企画定住課関係では、縁結びハッピーコーディネート事業について、これまでのやり方では限界と思うが、今後の婚活支援としてどのような事業案があるかとの質疑に、効果が見えづらいため、今後も事業を続けるかは部内でも検討している。参加者や主催者側にお話を聞くと、「自分が結婚したいんだというふうに見られるのもちょっと恥ずかしい」等のいろいろな声があります。

そこで、成婚が何件という成果を求めるところから少し視点を変えて、会社や住んでいる地域以外で同じ年代の人と出会える機会が少ないように思うので、そういう機会を市で設定することができないか31年度に向けて考えているところであると答弁がされております。

また、集落支援員事業について、集落支援員事業の不用残が大きい理由に関する質疑に、下早川地区については、春から募集し、地域の皆さんと相談して面接等をしたが、なかなか思ったような人物でなかったということで、再募集をかけて7月に採用になった。

駅北関連の支援員については、施設整備に時間がかかり、10月に1名が採用になり、もう1名が12月に採用。

空き家の有効活用については、2月に採用が決定したということで、これらの関係で約500万円くらいが不用残となったと答弁されております。

総務課関係では、訴訟の委託料について、訴訟関連費の行政処分の取り消しを求める訴訟の支払いはどのような事案かとの質疑に対し、行政処分取消請求事件ということで、糸魚川市が訴えられており、内容は、平成29年2月にふるさと納税を寄附された方に受領証明書を送ったが、相手から届いていないという主張があり、市は再発行を行った。再発行受領証明書に、郵便物不着による再発行と記載し送付したが、その対応に不服であり、29年9月に市に対し、審査請求が行われている。市は、この審査請求に対し、当該行為は行政不服審査法上、行政処分に該当しない旨の回答書を相手方に送っている。

しかし、相手方は、市が行った行為について、違法性の確認とその行為の取り消しを求める訴えを裁判所に提起され、現在に至っている。

ことしの7月に新潟地方裁判所で第1回目の口頭弁論が行われており、この9月27日に判決が言い渡される予定になっていると説明がありました。

こども課・こども教育課関係では、病後児保育事業について、利用が年間3人だが、施設の借上げ料が149万円ほどかかっているという実態があり、病児保育等と一緒にする対応も内部では考えているところであると答弁がありました。

委員からは、ぜひそういう方向で検討していただきたいという意見と、また、慎重にやるべきであるという意見があり、行政からは1つの案として申し上げたものであり、慎重に対応した上で、それ以外の例も検討して、その上でこの事業は継続していきたいと考えている旨の答弁がなされております。

また、小学校通学支援について、小学校通学支援で850万円不用残の原因は何かとの質疑に、当初予算計上時、浦本小学校が大和川小学校と統合になることに伴い、スクールバスを新規で購入しようということで予算計上していたが、実際はリース方式に変更したため、かなりの数字が残ったということでもあります。

ほかにも小学校ICT環境推進事業について、これから世の中もICT化が進むのは必然なので、学校現場では工夫して、ハードとソフトの両面で積極的にICT化に努めていただきたいとの要望がありました。

歳入部分に関して保育料に関する質疑において、平成9年度から18年度までの過年度39人分、647万5,690円を不能欠損したことに関して、税金も含めた未収金に対応するプロジェクトチームを設けたらどうかとの質疑に対し、既にそのような対応をしている。徴収一元化ということで市民課を中心に各種料金についても滞納整理をしているとの答弁がありました。また、滞納対策実施要綱についても作成し、対応しているとの答弁がありました。

文化振興課関係では、フォッサマグナパーク整備事業について、本年8月に開園して、今現在ど

れくらいの入場者になったかとの質疑に、8月期の比較で、今年度8月で約6,500人の入場者があり、前年比で約3倍となっているとのことです。

議会事務局関係では、議会の動画中継について、3月定例会予算特別委員会の動画中継で一部削除されたままになった件の対応についての質疑に、休憩のところが1つ多目に削除されていたということで、業者のほうとも話をした。事務局もチェックが足りなかったということで、当時、文書を提出していただき、今後どのようにしていくかということをやとりした。事務局としても休憩中の時間を正確に書き、相手とのやりとりをしっかりとっていくということで話が終了しており、今後、それに基づき、対応していきたい旨の答弁がありました。

現在のシステムは、スマートフォンにも対応し、画像もきれいになっている。今後もこういうミスがないように、お互いに調整しながら運営していただきたい旨、委員長より要望をしております。

最後に、審査全体を通して事務報告書と決算の記載内容について、整合性をとるよう求める意見がありました。

また、基本的事項の数値等に対し、答弁の訂正や確認作業で時間をとる場面が多く見られました。委員、行政職員ともに緊張感を持って委員会に出席されるようお願いいたします。

以上で、総務文教常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましての報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

議案第57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について。

建設産業常任委員会に分割付託となりました関係部分について審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案認定であります。

なお、本案の採決については、起立採決の結果、原案認定といたしております。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

5款、労働費のうち、商工観光課関係では、委員より、平成29年度新規事業のテレワーク推進事業の内容と企業ニーズ等について質疑があり、テレワークを広く周知・啓発するため、講演会のほか、テレワーカーを養成するセミナーを職業訓練校に委託して、ワーカーを育てる事業と、テレワークを体験するために塩尻市に行き、実際に作業を行う体験を実施しており、41名のワーカーを育成し、実際に企業から仕事を受注している登録ワーカーは23名であり、市内での仕事量には限界があるため、市外からの仕事を受けられるような環境・体制づくりを整えていきたいとの説明がありました。

また、委員より、同じく平成29年度新規事業の仕事オープンキャンパス事業の内容等について質疑があり、若者の就職意識の形成、市内企業の魅力を波及させる地元就職を促進する取り組みであり、具体的には、地元で働くことの魅力を伝える中学生向けのセミナー、親子での自分の未来を考えるセミナーを開催したと説明があり、また、この事業は、すぐに成果が出るものではないため、

長く続けていきたい考えであるというものの説明もありました。

次に、7款、商工費のうち、商工観光課関係では、委員より、ジオパーク推進事業の観光動態調査について、調査結果は政策に生かしていかなければならない。調査結果を第三者なり、観光の専門家に分析してもらい素材にしないと意味がないのではないかと。これはジオパークの動態調査だけでなく、市で実施しているほかの委託調査も同じ状況であると思うが、動態調査は、ただ単に毎年行ってるだけでは意味がなく、調査結果を次年度の政策に具体的に生かさなければ役には立たないという意見がありました。

次に、歳入のうち商工観光課関係では、20款、諸収入の商工費、雑入の権現荘自主返納金について、委員より、元支配人から迷惑をかけたからと申し出があった自主返納金をどういう考えで受け取ったのかとの質問に対して、自主返納金を受け取らないことで迷惑をかけていなかったのではないかと誤解を生じさせることとなるので受け取ったものであり、また、自主返納金を受け取る際には、事前に所管の委員会など、議会へ十分な説明をさせてもらったものと考えていると説明がありました。

また、委員より、議会に対して警察の捜査があるからと答弁を控えたにもかかわらず、なぜ受け取ったのか。捜査の結果、出てから受け取るのが一般常識ではないかとの意見があり、自主返納金を受けるに当たっては、捜査等で元支配人に対して弁済等の請求ができるようになれば、弁済について協議をするという、きちんとした考え方で自主返納金を受け取ったもので、受け取ったら終わりという考え方ではないと説明がありました。

また、委員より、心証をよくするために捜査の結果、出る前に市が受け取ったと思われるも仕方がないとの意見がありました。

また、委員より、起訴とはいっても起訴猶予となった大きな原因は、自主返納金を受け取ったことだと思い、この歳入には反対であると意見がありました。

なお、歳入の権現荘自主返納金について反対意見があり、議案第57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定については、起立採決を行っております。

次に、6款、農林水産費のうち農林水産課関係では、委員から担い手育成事業の各支援事業の中で、当初予算に計上してあったが、利用がなかった事業について確認があり、経営体育成支援事業は、例年何人か利用がある。農業機械の購入に対する補助金で個人でも助成が受けられるため、毎年利用があったが、平成29年度の利用希望該当者がなかったものである。農業就職自立研修支援事業補助金、農業法人等雇用研修支援事業補助金の2事業は、45歳以上から60歳までの新規就農者に対象した事業で、周知はしているが、対象となる45歳以上の方がなく、平成27年度から予算を計上しているが、利用する該当者はいなかったと説明があり、今後も関係者への周知を強化したいとの説明もありました。

また、委員より、地場産材利用拡大事業の木材輸出支援事業補助金の内容について質疑があり、中国の大連市に糸魚川の杉をPRする展示場の整備及び家賃代の補助であるとの説明がありました。

また、委員より、実際に地場産材の輸出に対する補助金の実績などについて質疑があり、市の補助では家賃等の補助のみであるが、展示場においては、現地パートナーのパートナー企業が商談を行っているとの説明がありました。

次に、8款、土木費のうち建設課関係では、委員より、各事業について修繕内容、業務委託内容

や進捗率補助事業の実績などについての質疑が幾つかありましたが、特段報告は割愛いたします。

次に、歳入のうち、建設課関係では、委員より、住宅使用料の収入未済額の内訳に生活困窮者も含まれているのかとの質疑があり、市営住宅家賃の滞納繰り越し分であり、生活困窮者を含み17件、約150万程度であると説明があり、委員より、税の公平性を保った中で徴収・滞納整理を行うよう意見がありました。

このほかにも質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の一般会計決算審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

議案第57号のうち、市民厚生常任委員会に分割付託されました関係部分について、審査が終了していますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、起立採決の結果、原案認定であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

市民課関係では、2款1項4目社会保障・税番号制度関連システム整備事業、及び2款3項1目住民票等コンビニ交付事業において、メリットが少なく費用だけがかかる。個人情報流失の危険性があることから反対とする意見がありました。

環境生活課関係では、2款1項6目の高齢者運転免許自主返納支援事業において、高齢者の安全な運転について、免許証返納後の市としてのフォローについてなど質疑が交わされております。

また、4款3項2目の次期ごみ処理施設整備事業において、複数の委員より、事業者選定支援業務委託について、委託費用1,354万円をかけた業務の内容とその成果についてや、応札した事業者が1者のみであったことなどについて質疑がありました。

1者しか応札がなかったことを受けて検証をしているかとの質疑には、担当課より、将来の参考とするため応札するに至らなかったメーカーに対して、応札しなかった理由を問い合わせたいと思っていると答弁がありました。

福祉事務所関係では、3款の屋根雪除雪等費用助成事業について、障害者の就労支援について、質疑が交わされていますが、報告は割愛させていただきます。

健康増進課関係では、4款1項2目の認知症予防事業について、質疑が交わされています。

委員より、認知症の周知と予防に対する質疑があり、担当課より、認知症に関する正しい知識の普及に各地区公民館を回っており、そこで、まず認知症についてご理解をいただき、希望するところには、29年度は県立看護大学と連携して大学の先生からおいでいただき、知識の普及に努めてきた。予防としては、地区運動教室と脳トレを27カ所で行ったと答弁がありました。

このほかにも関連な質疑が交わされていますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議案第57号のうち当委員会に分割付託されました関係部分の報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について反対討論をいたします。

まず、2款総務費ですが、糸魚川市個人情報保護条例及び糸魚川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部が改正され、個人情報提供の範囲を広げ、金融機関も含まれました。個人情報の提供の範囲を広げることで、情報漏えいのリスクが高まることとなります。

社会保障税番号制度関連システム整備事業であります。システム改修委託料で467万円計上されております。全体では1,200万円であります。

また、住民票等コンビニ交付事業であります。マイナンバーカードを活用した住民票、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付であります。総合証明及びコンビニ交付システム構築委託料が2,130万円、コンビニ交付事業の全体では4,200万円となっております。市役所の窓口交付が350円ですが、コンビニ交付では300円にし、利用者増と職員削減を図りたいとのことですが、メリットが少なく、費用だけがかかるシステムであります。窓口交付の場合は写真で本人確認ができますが、コンビニでは顔認証ができません。紛失等により、マイナンバーのなりすまし被害も想定され、個人情報保護の点で疑念があります。

4款、衛生費、乳幼児すこやか事業のフッ素洗口であります。論争中のものを教育や保育の場に持ち込むのは、よくないと考えます。小さいころから歯磨きの生活習慣をきちんと身につけさせることが一番大事なことであると考えます。

同じく4款の清掃費の次期ごみ処理施設整備事業であります。次期ごみ処理施設は、1日48トンの処理能力を持つストーカー方式の施設であります。総合評価方式による制限付き一般競争入札で、建設・運営一体の入札が行われ、予定価格143億776万円に対し、入札に参加したのは、日立造船株式会社を中心とするグループ1社でした。入札価格127億8,000万円で、これに消費税を加えて138億240万円で契約したものであります。このうち議会に提案された契約の締結は、建設工事の部分のみで建設費54億円に消費税を加えた58億3,200万円であります。3つの点で疑問を持つものであります。

1つは、施設規模であります。30年稼働させることを前提にしたごみ処理施設とのことであり

ます。稼働初年度である平成32年度の年間処理計画量を1万2,201トンとしておりますが、人口減少とともに可燃ごみの量も毎年160トンぐらいつ減り続け、平成29年度の可燃ごみは、年間1万1,782トンになっております。平成32年には、1万1,500トン以下となり、さらに減り続けることが予想されます。48トンというのは、処理能力を大きく見積もった数字ではないのか。

2つ目は、価格であります。契約額で見ても糸魚川市は高い。人口4万人から7万人未満で、糸魚川市が入札するまでの2年間の建設費契約額を、その市の市民1人当たりで割った金額で見ると、人口6万9,010人の北海道恵庭市の6万4,800円の倍近い13万2,800円となっており、断トツの1位であります。

3つ目は、1社だけの入札となったことでもあります。1社では競争になりません。それを是とするようなやり方には疑問を覚えるものであります。

7款、商工費では、シーサイドバレースキー場管理運営事業に7,700万円、シャルマン火打管理運営事業に1億1,800万円、両スキー場合わせて1億9,400万円計上されております。グリーンメッセ管理運営事業の2,600万円を合算すると2億2,000万円となっております。年々金額が上がっております。

今後、温暖化でスキーができる営業期間がさらに短くなることにより、経営が一層厳しくなり、指定管理料の引き上げ、施設の維持管理にかかる費用がさらにふえていくことが推察されます。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、抜本的対策を講じていくべきと考えます。当面、市が所有する2つのスキー場の経営統合を考えるべきではないかと思いますが、残念ながら先を見据えた取り組みがなされているとは言いがたいと考えるものであります。

また、柵口温泉管理運営事業に1,218万円支出されておりますが、権現荘を市直営から第三セクター能生町観光物産センターの指定管理にして1年目の決算であります。議会による監査請求の結果にもありますように、管理運営上、不適切と指摘された事項が多く、サービス規律違反も指摘されておりました。指摘事項や疑惑を解決せずに三セクに移したわけではありますが、指定管理者の収支は1,523万6,000円の赤字とのことであります。

これは権現荘の疑惑をうやむやのままにして、拙速な指定管理への移行の結果であります。決算ですが、このようなやり方には賛成できないものであります。

10款、教育費では、香港への中学生海外派遣事業で、687万円が予算計上され、香港に中学3年生30名が派遣される計画でしたが、決算額では424万円で、香港ジオパークへ19名派遣されたとのことであります。

私は、小中学生は基礎的な学力と義務教育段階で求められることに力を入れるべきであると考えます。相対的貧困が言われてから久しくなりますが、糸魚川市における中学生への修学援助は、全体で1,951万円であります。今後ますます格差が広がり、それに伴い学習環境の差も広がってくるものと思います。

市内には、平成29年度で326人の外国籍の方がおられます。糸魚川市とつながりの深い外国の都市との市民交流を深め、将来は姉妹都市提携も視野に取り組んだらどうか。市全体が国際的なつながりと交流を持つ中で、市民の国際感覚も養われ、経済的な交流も深まるような施策こそ求められるのではないかと思います。

その中には、当然、子供たちも含まれると思いますが、現在のような形ではなく、都市交流を中心にしたものにして、そこに中学生も参加する場合は、負担はゼロに近いものにする。そのような中で、国際感覚も広がっていくのではないかと思います。小さいときから国際的な視野を身につけることは大事なことでありますが、その手法はよく考えてほしいと思います。

歳入の20款、諸収入4項の雑入に、権現荘自主返納金42万円が計上されております。小林元支配人が迷惑をかけたということで、市に寄附をしたとのことでもあります。

告発に基づき、警察が捜査して、支配人が飲んだと思われる糖質ゼロの酒40万円近い額が明らかになったにもかかわらず、なぜ市が最後まで被害届を出さなかったのか。糖質ゼロの酒だけではない、さまざまな疑惑を持たれる不適切な行為が行われていたにもかかわらず、かつ任期中に1億1,000万円もの赤字を出したにもかかわらず、なぜ擁護し続けたのか疑問であり、納得できるものではありません。

以上、議案第57号に対する反対討論といたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論を行います。

賛成理由について大きく3点ございます。

まず1点目、平成29年度で評価している主な事業についてであります。

子育て分野では、病児保育の実施と子ども・妊婦インフルエンザ接種助成事業においては、高校3年生まで対象を拡大したことであります。

教育分野では、英語とジオパークを組み入れた中学生海外派遣事業や学力向上事業では、集中力を身につけるための蔭山メソッドの実施。

また文化振興では、相馬御風人形と早稲田大学との交流を進め、キャラクターの新しい活用を行っております。

いじめ防止対策事業といじめ不登校等対策事業では、平成28年度に比べ大きな問題もなく、見守り効果が出ているところであります。

健康福祉分野では、手話言語条例を、ことし3月に制定し、関係者を初め理事者と担当課に感謝しております。ほかに認知症予防事業、小児科診療所の開設等支援事業、ピロリ菌検査や各がん検診事業の実施がなされ、市民の健康に貢献しているところであります。

産業分野では、水産資源活用、産学官連携推進事業で、海洋高校のシーフードカンパニー能水商店の可能性を広げる取り組みは、既に糸魚川市の魅力となっており、平成29年度は、第10回海洋立国推進功労者表彰（内閣総理大臣賞）を受けており、大変うれしいニュースをもたらしております。平成29年度の予算委員会では、海洋高校のある地元議員から、この事業についてもういい

ではないかとの意見もございましたが、私は、学校の価値は卒業生で決まるので、最低10年は見守るべきと予算の賛成討論で述べました。

そのような中、ことしの8月1日に文部科学省の公立高校発地方創生プロジェクトが動き出し、本市にとって期待どおりの展開となっております。

環境・防災分野では、鳥獣対策事業、空き家対策事業、防災行政無線整備事業、消防団等の整備について、それぞれ拡充がなされております。

したがって、これらの事業を中心に評価をしております。

次に、2点目、平成29年度より指定管理者制度に移行した権現荘の赤字分析についてであります。

7款商工費、1項3目観光費、事業番号7番、柵口温泉権現荘管理運営事業の関連として、平成29年度は1,523万円の赤字となりました。その理由の1つに、市営直営時代の経営問題が報道されたことによる風評被害との分析がありました。この件について意見をいたします。

特に風評被害については、この9月定例会、私、保坂の一般質問で、市と能生町観光物産センターにおいては風評被害の定義がなく、職員がお客様から受ける感じ方によるものと答弁がなされております。そうであるならば、市直営時代に風評被害のもとをつくったのは、まさに行政であります。逆説的に見解を述べるなら、問題を起こさなければ風評はありません。また、問題を起こしても自主的に問題の原因を早期に究明し、大胆な改善を行っていれば問題の長期化は防ぐことができたと考えます。

さらに市議会で権現荘問題が取り上げられることや、その内容が報道されることは、全て事実であり、糸魚川市議会と報道機関の重要な役割であります。もし、この役割を否定するような経営分析を行っているとしたら、問題を起こした者がチェック機関に向かってチェックをするなど言っているのと同じであります。

したがって、市は、指定管理を受けている能生町観光物産センターや現場の職員一人一人に対して、風評被害の根本原因は行政にあると謝罪を行うべきと考えます。よって、チェック機能を果たす各議員におかれましては、この赤字分析について問題のすりかえであるので、50%株主である行政に注意をすべきと思います。

次に、3点目は、歳入の42万円の自主返納についてであります。

歳入の20款4項3目雑入、5節商工費、雑入、事業番号38番、権現荘自主返納金42万円について意見をいたします。

9月18、19日の総務文教常任委員会決算審査で、織田副市長が、元支配人による42万円の自主返納について、平成29年の4月6日、5月31日、9月1日と、翌30年の3月23日の計4回、市の顧問弁護士に自主返納の相談をしたと答弁しております。ことし6月定例会の私、保坂の一般質問で、市は、平成29年4月と5月の時期に2回も市の顧問弁護士に損害賠償の可否について、なぜ相談しているのかとの質疑に、市長は、警察からの事情聴取の中で6月ごろには起訴または不起訴が決定されるとの感触を受けたことから、その後の市の対応について顧問弁護士と相談いたしましたものでありますと答弁しております。ここでは、起訴・不起訴についての相談となっております。

平成30年3月9日付の権現荘元支配の不起訴についての資料では、平成29年7月に元支配か

ら代理人弁護士を通じて、報酬額の一部を自主返納したい旨とあります。ここでは7月に初めて自主返納の話が出ております。しかしながら、市と市の顧問弁護士は、4月から自主返納について相談していることとなります。行政答弁について、相談時期と相談内容の整合をとっておくべきと思います。

いずれにしても平成29年9月22日の総務文教常任委員会では、行政より、自主返納の説明があり、一部反対意見もございましたが、迷惑料としての受け入れを了承されております。警察の捜査が行われ、書類送検されている渦中であって、自主返納を申し出るとは、元支配人にとってそれなりの意味があることは想像できます。そうでなければ、この時期に返納はないと思います。しかし、市の立場は、当初から告発内容や捜査目的を知り得ないということでもあります。

したがって、糸魚川市としては、迷惑料を元支配人が支払うと言っている以上は、赤字分析に必要な記録や帳簿、会計に必要な書類を残さないことにより、証拠隠滅の疑念が晴れない経営を長く行ってきたことは事実であり、金額はともかく迷惑料の返納は自然なことであると考えます。

平成29年9月27日、総務文教常任委員会委員長報告にあるとおり、元支配人の言葉として、これまで収支管理、あるいは労務管理、リスク管理等々の中で、自分の不手際、怠慢、議会からも疑念を持たれているが、逆にこれが徹底されていないから自分の疑われていることを客観的に書類で明らかにすることもできないことも含め、迷惑をかけたとの自主返納の申し出であるとの答弁がなされております。むしろ元支配人が7月になって市に迷惑をかけたと認めたことのほうが貴重であります。なぜなら謝罪することなく、雇用の期限切れにより権現荘から去っている形になっているからであります。告発による不起訴処分は、起訴猶予という内容で前歴がつきます。検察の解釈は、警察が捜査で判明した個別購入費39万1,040円に対して42万円は、個人消費に対する弁済として判断し、起訴猶予となっております。

しかし、市は、あくまでも迷惑料としおり、個別購入費の弁済としては認めておりません。つまり、告発に関係がない迷惑料として雑入で決算認定を行い、個別購入費については、購入品が私的なものでないという証拠がない以上は、市の被害額として元支配人に請求するように議会が求めるべきであります。総務文教常任委員会でも告発なり、告訴なり、行政と議会がともに検討すべきとの方法論も提案する意見もありました。

したがって、議員各位におかれましては、個別購入費の弁済に当たらない迷惑料として決算を認定していただきたいと思っております。

なお、警察は、類似事項の捜査を行わないので、警察の捜査力で確定した金額39万1,040円は損害賠償を求める証拠となり得ます。

行政並びに議会として、元支配人に対して個別購入費の使い道を立証するように請求することを議員各位にお願いするものであります。

以上で、議案第57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についての賛成討論を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩をいたします。

再開を13時といたします。

〈午後0時06分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、平澤惣一郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

平澤議員。〔1番 平澤惣一郎君登壇〕

○1番（平澤惣一郎君）

奴奈川クラブの平澤惣一郎です。

議案第57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

歳入、20款諸収入、4項雑入、権現荘自主返納金42万円を迷惑料として小林金吾元支配人より受け取ったことは、不適切であると考え、反対するものであります。

小林金吾元支配人により、自主返納の申し出があった時期は、市民の刑事告発により背任行為の捜査中であり、書類送検が行われた時期であります。行政側は、捜査状況が知らされていないとしておりますが、小林金吾元支配人が背任行為で書類送検されたことは承知しており、顧問弁護士等と何度も相談しており、名目上、迷惑料としながらも事実上、示談金としての取り扱われることは、容易に推測できたと思われ、仮に推測できなかったとしたら何ともお粗末な話であり、判断能力を疑うものであります。

告発の内容は、小林金吾元支配人が、個人的消費を目的に地元スーパーから権現荘名義で購入した約39万円の酒類であり、検察官の判断では起訴猶予処分となったものであります。起訴猶予に至る過程においては、罪を認め、謝罪し、被害相当額の弁済が行われたことによるとの説明がなされております。

つまり、判決が下る前に自主返納として42万円を返納し、行政側は受理したことにより、起訴を免れたと言っても過言ではありません。これは事件の拡大を恐れ、行政責任の追及を逃れるための方策ではないかとの疑念が市民の間から生じており、行政の信頼を失墜する誤った判断であったと考えます。

権現荘に対する一連の疑惑は、7年間で1億円を超える損失を出し、市民の血税で補填され、さらに赤字に至る経緯については、議会からの監査請求に基づく監査の結果において食材や食料品などの出納管理をしていなかったことは、糸魚川市財務規則上、不適切である。注文伝票の破棄は、不正防止上の観点からは極めて不適切である。糸魚川市文書規定上も不適切である。取引業者への作業依頼は、糸魚川市職員不祥事防止のための行動指針に反しており、不適切であるなど、問題点が次々と指摘され、今回の監査においては、証拠となる文書がほとんどなかったため、不正の有無を判断することができなかった。文書で記録を残すことは、事務処理上の基本であり、大変遺憾である。糸魚川市財務規則や市職員不祥事防止のための行動指針などの不正を防ぐ基本的仕組みはあ

ったが、その仕組みが適切に運用されていなかったなど、行政管理監督が極めて不適切であったことを指摘しております。

ほかに労働基準監督署からは是正勧告の出された労働実態や権現荘内部告発による数々の不適切な勤務状態など小林金吾元支配人の私物化とも言えるずさんな経営に対し、枚挙にいとまのない事実がいずれも証拠不十分であることを理由に不透明なままであります。行政側は、こうした疑惑を解明しようと考えていたなら、迷惑料など拒否し、司法のもと犯罪行為を立証し、正々堂々と損害賠償を請求すべきであったのです。その千載一遇のチャンスを迷惑料なる不可解な返納金を受け取ったことにより失ったことは、返す返すも残念でなりません。

また、指定管理に移行した権現荘においても1,500万円を超える赤字が計上され、苦しい経営状態であるとの報告を受けましたが、指定管理者の株式会社能生町観光物産センターは、糸魚川市が50%の株を有する第三セクターであり、権現荘の赤字補填はしないとする契約もマリンドリームに対しては補填をするというような詭弁を駆使し、将来的に税金による赤字補填が懸念されるものでありますが、断じて許されるものではありません。過去、指定管理者の移行が話し合われた株式総会においては、反対する意見が多数を占めていたにもかかわらず、持ち株数で優位に立つ行政主導により、強引に決められたとの話も聞き及んでおります。ほかに3社ほどの民間企業が指定管理に意欲を見せたとのことでありますが、特命随意契約なるもので、能生町観光物産センター1社限定で決めた責任も問われるところでもあります。

さらに、赤字経営の原因の1つとして職員の経営意識の不足が挙げられていますが、これは長年にわたる経営改善の指摘事項が全く生かされていない状況であると考えます。新たに支配人の経営手腕に疑問を持たれる方も多く、現体制での株式会社能生町観光物産センターの黒字化は、極めて難しいものと考えており、私は可能な限り、早急に民間に委譲すべきであると進言するものであります。

最後に、自主返納42万円は、この際、小林金吾元支配人に返納し、改めて損害賠償請求をすべきであることを強く申し述べて反対討論を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、東野恭行議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

東野議員。〔2番 東野恭行君登壇〕

○2番（東野恭行君）

清政クラブの東野でございます。

議案第57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定に賛成の立場で意見を申し上げます。

平成29年度は、第2次総合計画による新たなまちづくりをスタートさせる年でした。「地域資源と新たな人財を活かすまちづくり」、「子どもや若者・女性の夢をかなえるまちづくり」、「協働による安心・元気なまちづくり」の3項目を重点施策に定めたものであります。その中で、平成29年度の決算において4つの財政健全化判断比率のうち、実質公債費比率の状況は12.8%の0.1%減と推移し、健全な財政運営を維持できていることがうかがえます。

ある子育て世代の女性からお話をいただきました。糸魚川市は、子育てに関しての支援が充実しており、過ごしやすい、大変ありがたい。今後も子育て世代の目線でまちづくりを充実してほしいとのご要望でした。

平成29年度の郷土愛にあふれ、夢をかなえる人づくりの中のゼロ歳から18歳までの一貫した子育てと教育の推進の決算において、その充実がうかがえるお話でありました。平成30年度の予算編成においてもしっかりと反映されていると安心しているところであります。

社会全体で少子高齢化が進む今後は、医療・福祉における支援の増大が余儀なくされると考えますが、糸魚川市においてもそれに合わせた環境整備が必要であります。それは、それらを支える若者の就業環境や暮らしやすさがあるこそ、できることであると考えます。これから糸魚川市において、必要とされる施策はかなえられる夢と希望であり、若者が輝くための環境整備であると考えます。もちろん若者さえがよければいいというものではありません。

今後は、胸を張って、子育て環境日本一のまち糸魚川を唱えるべきと考えますし、糸魚川市の未来のために継続して子育て支援、人材を生かすまちづくりの充実を図っていただきたい、このように考えます。

平成30年度予算編成の賛成討論においても申し上げましたが、さまざまな主要施策を担う主役、プレイヤーは誰か、紛れもなく糸魚川市民の皆様であると考えます。それぞれの施策をその年の費用と捉えるのではなく、未来への投資になるよう運用し、それを精査し続け、次の充実につなげていくこと、高め合うことが、我々二元代表の役割であると考えます。今後の明るい未来の投資にご期待申し上げ、私の賛成討論を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

古川議員。〔16番 古川 昇君登壇〕

○16番（古川 昇君）

市民ネット21、古川 昇であります。

議案第57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定の歳入、20款諸収入、4項雑入、5節38、権現荘自主返納金についての反対討論を行います。

その理由について申し述べます。

平成30年3月、総務文教常任委員会において、権現荘元支配人の不起訴についての報告がありました。平成29年7月に元支配人から代理人弁護士を通じて権現荘の管理運営に関するさまざまな問題やその報道等に伴い、市に迷惑をかけたことに対して、現職当時に受け取った報酬額の一部を自主返納したい旨、連絡があった。このことを委員会に報告し、10月に返納金額42万円を受け付けたとのことでありました。市は、この自主返納金を迷惑料として受け入れたと答弁いたしました。

そもそもこの権現荘問題において、元支配人から市は迷惑を受けたという発言は1回もありません。市が迷惑を受けた認識があるならば、具体的に事象を示して証明する必要があります。明らかにできないのであれば、迷惑を受けた事実認識がないのに迷惑料として受領することは、つじつま

が合わないのであります。むしろ、市は迷惑を受けたどころか、元支配人は7年間に1億円を超える赤字を計上したにもかかわらず、その業績を近隣温泉旅館と共存できる環境をつくってきたこと、顧客満足度を向上させてきたこと、営業活動等、広告宣伝による顧客確保に向けた取り組み等に成果があったとして、高く評価してきたではありませんか。

私は、平成28年12月8日、糸魚川警察署に元支配人が、地元スーパーから糖質ゼロの清酒、発泡酒極ゼロなどの酒類、合計32回、金額にして27万2,816円を権現荘名義で仕入れて、自己消費をした疑いがあるとして、背任の疑いで告発いたしました。その後の警察の捜査によって、回数と金額は47回、金額39万1,040円に変更となっております。警察が捜査した結果は、私が提出した資料よりも、さらに約12万円も多く仕入れていた事実が判明いたしました。この事実の確定により、本人捜査が行われ、その捜査過程において、平成29年7月に元支配人代理人弁護士から市に対して、迷惑をかけたことによる自主返納の申し入れが発生したことは、疑う余地がないものであります。

つまり、代理人弁護士の方策によって、検察庁高田支部に書類送検される前に弁済のアリバイ証明の事実をつくり上げる必要があったと考えるのが自然であります。そして10月に入金したとなります。市が受領した後に検察庁高田支部に書類送検されて、検察での捜査が開始されたのであります。

処分通知は、平成29年12月19日付であります。処分区分は、不起訴でありました。不起訴の内容は、起訴猶予であります。起訴猶予につながったのは、嫌疑ありであります。事実を認め、本人が反省して、弁済金を支払い、示談が成立したと検察庁高田支部の裁量で判断されたと確認しております。

今回の告発が不起訴になった報道を見て、市民の中には、私に対して何をやってるのか、市が迷惑料を受け取ったことが不起訴につながった大きな要因ではないかと鋭い意見・指摘をした方もいらっしゃいました。

確かに市が顧問弁護士に平成29年度4回相談した事実を確認しております。4月、5月と7月に元支配人代理人弁護士から自主返納の申し出がある前に2回、そして10月の自主返納金を受け取る前の9月に1回、平成30年3月に1回、相談しております。ことし9月の総務文教常任委員会で、顧問弁護士への相談内容は、どんなものだったのかの質問に、副市長はこのように答えております。元支配人の自主返納の件と、その他もろもろでありましたと答弁されております。告発を受けて、起訴が確定して裁判となれば、市にとっては大問題であり、公開される事態は避けたかった。何としても起訴を免れるための相談だったのでありませんか。

元支配人代理人弁護士から申し入れが来る3カ月前から顧問弁護士に自主返納金について相談していた事実はおかしいのであります。さらに元支配人から事前に連絡を受けていた事実を、なぜ6月議会で報告しなかったのか、事前の自主返納金問題を隠し、議会に対して隠蔽したのであれば、議員の改選期だったとはいえ、議会軽視であり、許される問題ではありません。時系列で考えてみれば、入念な対策・方策が行われた結果であり、元支配人が心から迷惑をかけたことへの反省ならば、電話で伝えるなどとは言語道断であります。わけのわからない迷惑料なるものの受領が大きな要因となって不起訴につながったのであります。迷惑料としての自主返納金受け入れは、容認できるものではありませんので、反対といたします。

市は、元支配人が認め、自己消費した損害分39万1,040円の損害賠償請求に訴えるべきであります。そうしなければ、個人の酒代に税金が使われた事実に市民の納得は到底得られるものではありません。

次に、歳出、7款商工費、1項3目観光費に関係して申し上げます。

市長は元支配人の顧客満足度について、評価をされております。リニューアル工事と同時に従業員の接客技術を高め、顧客満足度アップにつながる改善を図ってきたとしました。権現荘リニューアル効果が顧客満足度を高めたと評価してきたのに、今回、株主総会に提案された権現荘経営分析、経営改善案において、満足度のレベルの低さが指摘されております。行政の評価ポイントが見事に打ち砕かれていますが、これはどういうことでありましょうか。

さらにコンサルに依頼して、顧客満足度の向上を図る改善案が示されております。どこが問題の核心なのか、できていないのではありませんか。責任者の経営意識を問い直さなければ、何回コンサルに依頼したとしても結果は同じであり、無駄な経費の上塗りであります。

風評被害にさらされて、利用客の減少につながったとの分析であります。その原因は、議会と報道機関にあるとしました。権現荘問題の根源は、行政の経営の管理監督、労務管理不備、赤字原因追及不備、経営再建意識の欠如、さらには議会軽視ともいえる答弁の繰り返し等々が原因であるように、議会と報道が原因で1,250人の利用者が減少したとの認識は、問題のすりかえであります。責任転嫁の何物でもありません。行政もこの利用者減の分析を容認したということは、議会・報道が原因と見ていることにつながり、権現荘問題の自覚、責任意識のなさは許されるものではありません。経営責任者の営業力の不足を反省し、その分析と対策を明確にすることが何よりも必要であり、経営意識が問われているのであります。売り上げ減少の原因を、市営当時の職員を全員雇用したが、売り上げ意識の不足、サービスレベル改善は必要と分析しています。これはリニューアル効果で元支配人は、リョケンの指摘によって、当時の職員に徹底指導したということではありませんか。売り上げ減少の責任を職員に押しつけて済まそうとする意識こそ、本末転倒であります。

そもそも新規プランの提案や売り上げ改善案、サービス向上提案など、経営意識を持って職員に徹底していたのでありましょうか。28年12月16日の事業計画書仕様書確認の徹底を従業員に図ったのか疑問であります。運営責任者の経営意識の認識がどうだったか、どう意識づけを図ってきたのか分析内容が記載されていないところに問題があります。経営管理責任者の経営マネジメントの分析が示されていないのはおかしいことで、株主総会では、この経営分析と経営改善案がどのように論議されて、承認されてきたのか疑問であります。1,500万円を超える赤字決算を目の前にして、経営内部を厳しく管理・監督をしない。経営責任、赤字原因を厳しく追及しないという株主はありません。帳簿管理、損益計算書、月次収支管理、半期ごとの会計処理、労務管理、サービス管理などなど全てにおいて実施する計画書は、どう実行されてきたのか。経営分析、赤字原因分析を株主として厳しく問いただすことは当然ではありませんか。指定管理者受け入れの株主総会で、今後の権現荘経営においては会計管理を徹底するために専門の会計士を配置して、厳しく管理いたしますので、赤字経営はありませんと株主総会で言い切ったのは、その場しのぎの空約束だったのかと疑わざるを得ないのであります。権現荘経営が指定管理者に移ったことで安心したのか、今回もまた、管理監督を怠ってきたとしか考えられないのであります。

指定管理者に権現荘経営が移行したとはいえ、3年間の期限契約であります。競争が激しい社会

の中では、経営的緊張感のない企業は、レッドカードで退場するしかありません。地域振興の要であり、地域活性化の中心として権現荘の健全経営が一日も早く図られるように強く求めるものであります。

以上を申し述べ、議案第57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討論といたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

吉岡であります。

議案第57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論とさせていただきます。

一昨年の9月に動き出した議会基本条例、ここでは議員議会と市長、行政の二元代表が緊張ある関係の中で、監視を科し合うべきことを大きくうたいあげております。

今回の決算認定、費目の一つ一つ、進め方の一つ一つに論及し出せば、極端な言い方になりますけれども、枚挙に限りがないくらいあります。ということで、今回あえてその中で権現荘問題、関連問題に絞り込んで、行政の根幹、行政のありようかくあるべし、こうなってはならないという視点から論じさせていただきます。

当議案の決算案の母体である議案第57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出予算の審査特別委員会の審査報告にこうありました。

指定管理者制度への移行に伴い、特別会計から7款商工費に移動したことに対し、その経過と今後に対する懸念から、委員から多くの意見が出された。そしてその際、私も反対意見を申し述べさせていただきました。今回の決算案、残念ながらその足跡が残されております。歳入、20款諸収入、4項雑入、5目商工費、雑入の36、権現荘指定管理者負担金151万9,749円、あるいは38、権現荘自主返納金42万円、あるいは歳出、7款商工費、1項商工費、3目観光費での支出済額1,217万6,857円などにそれらの足跡を私は見るのです。

これらの経過を私考えてみますと、今ほどもこれまでもいろんな方々が議会の中でも、あるいは外でも取り上げておられましたけれども、風評被害ということが非常にポイントになると私は思っております。今ほども、私の直前の古川議員も取り上げましたけれども、あるいはほかの方々でも結構取り上げました、きょう。何か経営が指定管理に移行しているにもかかわらず、市当時代の問題が話題となって報道されるケース、先ほどもどなたか言われましたけれども、ケースがたびたび見られ、それが何か今の県内容に來ない1つの要因になっているやのような、そういう風評被害という言葉を使っておる。とんでもない話であります。

風評被害というのは、こちらに落ち度がなくて、そして一生懸命やってるときにあらぬうわさを立てられる。針小棒大につつくこと、それを風評被害という。

なのに、これどう見たって、今私ら20人議員がおりますけれども、行政はもちろんですけれど

も、どう考えてもおかしいというのはほとんどの人は考えておると私は思う。だから、総務文教の委員会での権現荘経営問題報告書も出たし、そういう中でいろんな論もあった。

それで、私は思うに、これは自責・他責でいえば、自責の事項でしょ、この問題はある意味。前々から私はそれ言ってきた。それをまさに風評被害で、おら損しとる、こういう言い方はない。ここを市長以下、考えてもらいたい。しかも、ある意味公的な場でそういう言葉が飛び交わされたというふうに私は聞いておる。これおかしいじゃないですか。そういうことを私たちは、議員は、おいおかしいと言って何が悪いか。また、市長以下もそのことについては、やっぱりおかしいものはおかしいと言うべきだ。

今、風評被害1つ取り上げました。ほかの方々も取り上げましたけれども、これ1つ取り上げたっておかしいんだ。そのことを私は強く、何も市長以下、行政ばかりに言うんじゃない。総務文教常任委員会の委員長報告の中でも自責とか議員も気をつけなければならんかったということ、何ていうかな、正直というか告白というかしとる。一緒になってやりましょうよ。何も風評被害でお客が来んわけじゃないんだ。自責・他責の問題もある。もっと俗な言い方すりゃ、ある意味では、言い方ちょっと強いかもしらんからそこは控え目に言いますけども、自業自得的な要素もいっぱい持ってる。その辺をやっぱり十分考えていただきたい。

そして、これは各議員の論の中にも出てきたもんで、私は意を強うして言わしてもらっておるんです。きょうは権現荘の問題だけに絞りました。これらの足跡からして、私は当議案57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について反対せざるを得ません。

以上、反対討論とさせていただきます。終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第57号、平成29年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

本案は、各委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第5．議案第58号から同第60号まで、同第70号、同第71号、陳情第4号、
発議第2号及び同第3号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第58号から同第60号まで、同第70号、同第71号、陳情第4号、発議第

2号及び同第3号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第2号及び同第3号の説明を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

本定例会初日の9月3日に、総務文教常任委員会に付託となりました本件は審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果はお手元配付の委員会審査報告のとおり、いずれも原案認定、可決であります。

まず、議案第70号、糸魚川市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定については、健康づくりセンターのプール建設に伴い、公園部分を駐車場として整備するための改正であると説明がなされております。面積について質疑があり、普通自動車48台分として既存の駐車場と合わせて95台分となる予定と答弁がされております。

その他の議案につきましては、若干の質疑はありましたが、特段報告するものはございません。

続きまして、陳情第4号、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情については、賛成意見があり、特に質疑なく採択されております。これにより、本陳情は意見書提出を願意としていることから発議第2号及び第3号を提出いたします。

これより発議の文案を読み、提案理由といたします。

発議第2号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私公校は公立高校と同様に公教育として重要な役割を担っています。

平成22年4月から公立高校の授業料無償化が実現し、平成26年度入学生からは世帯収入により学費負担が発生することになりましたが、公立高校の学費負担は比較的抑えられています。

一方、私立高校では、世帯収入により授業料の一部を補う就学支援金が支給されているものの、学費負担は大多数の保護者にとっては、初年度納入金で全国平均約60万円が残ったままです。

憲法及び教育基本法は、「教育の機会均等」と「私立学校教育の振興」をうたっていますが、私立高校に対する公費は公立の2分の1以下にとどまっています。私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況です。

政府並びに国会におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、教育費負担の公私格差解消を展望し、就学支援金の増額と私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出します。

続きまして、発議第3号の文案を読み、提案理由といたします。

発議第3号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書。

私立学校は、建学の精神に基づいて教育を進める公の教育機関として認可され、地域の子供たちの教育に邁進しながら、独自の伝統と教育システムを発展させ、社会的に重要な役割を担ってきました。

平成22年4月から実施された公立高校の授業料無償化は、平成26年度入学生より世帯収入により学費負担が発生することとなりましたが、公立の学費負担は比較的抑えられているのが現状です。

一方、私立高校では、授業料の一部を補う就学支援金が支給されており、私学の保護者にとって学費負担は以前よりは軽減されましたが、初年度納入金で平均47万円の負担が残ったままです。

新潟県においては、毎年、学費軽減制度の見直し・拡充を図っていただいております。平成26年度入学生からは、国の制度の拡充と相まって年収350万円未満の世帯の授業料無償が実現しました。また、平成27年度には、入学金の軽減金額・範囲とも拡充いただきました。

しかし、公立高校の授業料負担と比較しますと、私学の保護者の学費負担は、今日の厳しい経済状況下では依然として重いものになっています。

新潟県におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、教育費負担の公私格差解消を展望し、学費軽減制度の拡充と私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により新潟県知事に意見書を提出します。

以上で総務文教常任委員会に付託された議案審査についてのご報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第2号及び同第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第58号、平成29年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第59号、平成29年度糸魚川市学校給食特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第60号、平成29年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第70号、糸魚川市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第71号、糸魚川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、この際、議事の都合により、発議第2号及び同第3号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより、発議第2号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第3号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、陳情第4号、「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

日程第6．議案第61号から同第65号まで、同第72号から同第76号まで及び同第79号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、議案第61号から同第65号まで、同第72号から同第76号まで及び同第79号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

議案第61号から同第65号まで、同第72号から同第76号まで及び同第79号。

建設産業常任委員会に付託となりました関係部分について審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案認定及び可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

議案第61号、公共下水道事業特別会計、同第62号、集落排水・浄化槽事業特別会計、同第63号、簡易水道事業特別会計の決算認定についてですが、各特別会計は平成30年4月1日から地方公営企業法を適用し、3月31日をもって打ち切り決算とし、収入未済額と不用額は企業会計へ引き継ぐもので、公共下水道事業特別会計及び集落排水・浄化槽事業特別会計は下水道事業会計へ、簡易水道事業特別会計は簡易水道事業会計へ、それぞれ引き継ぐとの説明がありました。

次に、議案第64号、平成29年度糸魚川市水道事業会計決算認定及び利益の処分については、給水量が増加しているのに当期純利益が減額となった要因について質疑があり、冬期間の寒波による

消雪用の水道使用が増加したこと、凍結による漏水等があり、経費がかかったなどにより、当期純利益が減額となったと説明がありました。

次に、議案第76号、契約の締結については、川原頭首工の受益者や耕作面積について質疑があり、受益者は69戸、受益面積は35ヘクタールであると説明がありました。

その他若干の質疑がありましたが、報告は割愛します。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第61号、平成29年度糸魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号、平成29年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成29年度より5年かけて使用料値上げを行う初年度の決算であります。値上げの負担を急激にふやさないよう段階的にふやしていくような配慮はなされておりますけれども、年金の切り下げが続き、実質賃金がなかなか上がらない中では、市民生活の面からは厳しいものがあります。下水道の借金も長期間減少傾向で推移してきました。今後の施設改修の費用や人口減少による加入者減のこともありますが、経費の節減を進め、値上げは避けるべきと考えますので、本案には賛成できないものであります。

以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第61号、平成29年度糸魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第62号、平成29年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第63号、平成29年度糸魚川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第64号、平成29年度糸魚川市水道事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第65号、平成29年度糸魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第72号、市の区域内に新たに生じた土地の確認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第73号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第74号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第75号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第76号、契約の締結について（川原頭首工災害復旧工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第79号、平成30年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7. 議案第66号から同第69号まで、同第77号及び同第80号から同第82号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第66号から同第69号まで、同第77号及び同第80号から同第82号までを

一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

市民厚生常任委員会に付託となりました本案について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案認定及び可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第68号、平成29年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、及び議案第81号、平成30年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、後期高齢者医療制度の抜本的な是正、見直しが必要とする立場から、本案に反対とする意見があり、両案ともに起立採決とし、原案どおり認定及び可決しています。

議案第69号、平成29年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、社会保障税番号制度関連システム改修委託料の内容について質疑があり、税番号システムの改修ということで決算に上がっているが、年金機構と年金情報等を連携するためのシステム改修との説明がありました。

委員から起立採決を求める声があり、起立採決の結果、原案どおり認定しております。

議案第77号、糸魚川市市税条例等の一部を改正する条例の制定については、この条例改正でどれだけ税収が上がるのかとの質疑に対し、法人市民税については、申告納付方法の変更であり、税収への影響はない。個人市民税については、平成33年度の改正で現状の数値等から推測して、おおむね34万円程度の減収になる見込みである。たばこ税については、現状として毎年5%くらいずつ減収となっており、税率を引き上げても税収自体は現状と変わらない。おおむね3億円から2億8,000万円程度で推移すると見ているといった答弁がありました。

そのほかの議案でも若干の質疑が交わされていますが、報告は割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔８番 新保峰孝君登壇〕

○８番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第６６号、平成２９年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第６９号、平成２９年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。社会保障税番号システム整備事業で、年金機構との情報連携等、今後も膨大なシステム構築を目指し、進められる予定であります。社会保障税番号システム整備は、莫大な費用がかかるけれども、効果が少なく、情報が流出した場合、甚大な被害が出るおそれがあるものであります。このようなことから、反対するものであります。

以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔２０番 吉岡静夫君登壇〕

○２０番（吉岡静夫君）

吉岡であります。

議案第６８号、平成２９年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、それと議案第８１号、平成３０年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、両議案、反対討論をさせていただきます。

毎回これは取り上げております。同じ主張をさせていただいております。ではあります。ほとんど変わらないまま今に至っております。抜本的な見直し、是正への実現に努めるべきが至当なことだと確信しております。その考えからして、両件、議案第６８号、平成２９年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてと、議案第８１号、平成３０年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、両議案についての反対討論とさせていただきました。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第６６号、平成２９年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第67号、平成29年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第68号、平成29年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第69号、平成29年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第77号、糸魚川市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第80号、平成30年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第81号、平成30年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第82号、平成30年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第78号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、議案第78号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

議案第78号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）について。

本定例会初日の9月3日において、総務文教常任委員会に分割付託となりました本案は、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査における主な内容として、文化振興課関係の文化財保護事業について、文化財である衣装の更新について、604万4,000円の財源を教育振興基金繰入金としていることから、できるだ

け計画的に国の補助を活用するように意見がありました。

その他の関係課のところでも若干質疑がありましたが、特段報告することはありません。

以上で、総務文教常任委員会に付託された議案審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

議案第78号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）。

建設産業常任委員会に付託となりました関係部分について審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

まず、商工観光課関係、5款労働費の雇用促進事業、大学連携の内容について質疑があり、大学1・2年生を対象とした短期滞在型のインターンシップにより、市内の企業を知ってもらい取り組みを進めていくため、各大学に合ったプログラムの作成やコーディネートを委託するものであると説明がありました。

なお、去る7月22日、ものづくり人材育成に関する連携協定を新潟工科大学と締結し、先般、短期滞在型のインターンシップの受け入れを実施したと報告があり、今後も他の県内大学のインターンシップの受け入れについて調整していくとのことであります。

また、委員から、若者求人情報発信支援事業の効果について質疑があり、平成28年度に実施した70%を超える企業から採用に結びつく効果があるとアンケート結果を得ております。今年度も企業からの問い合わせや募集が多い状況であるため補正で追加したい旨の説明がありました。

また、委員から、人材育成支援事業の大型免許資格取得受験料補助について、今回900万円の補正をするのは緊急を要する状況にあるのか。また、今後どのような状況を見込み、どのような成果が得られるか質疑があり、建設業を中心とした人材不足、また、さまざまな業種の企業を対象とし、今回、大型免許の取得補助を実施しており、上半期は30社81件、447万円を支出済みであるが、現在も問い合わせが多い状況である。今後の見込みは、本年度から平成32年までの3年間を集中期間として各企業のスキルアップにつなげていきたいと説明がありました。

次に、7款商工費の復興ビジネスコンテンツと支援事業について、事業参加者が創業につながる手応えは感じているかと質疑があり、創業塾の募集は、去る9月19日に開始した段階であるが、本当に糸魚川で創業を志す方を広く集めたいと思っており、全体のコーディネートをする業務委託先の情報発信力も活用し、広く全国に糸魚川の取り組みを伝えていきたいと説明がありました。

次に、建設課関係、8款土木費、街路灯設置事業について、今年度、各地区から設置要望があった617灯全て対応するための補正であると説明があり、委員から、年度途中で地区から要望があった場合の対応について質疑があり、今回の補正は、地区からの当初要望に対するものであるが、年度途中で街路灯が破損した場合の緊急対応分は別枠で確保していると説明がありました。

また、委員から、街路灯LED化の今後の見通しについて質疑があり、残数がおよそ3,500灯なので、今年度と同規模の補助ができれば、あと5年で完了する見込みであると説明がありました。

また、委員から、糸魚川駅自由通路管理費で、今回増設する広告用掲示板の内容と既存掲示スペースの利用状況について質疑があり、今回増設する掲示板は、市内企業から大型ポスター広告の申し出により、市で展示板を設置するものであります。既存掲示スペースの利用状況については、内照式の掲示設置6カ所は埋まっており、日本海口にある通常サイズのポスター掲示スペースには数件のあきがあると説明がありました。

また、委員から、危険ブロック塀等除去支援事業の補助要件に公共の用に供する施設とあるが、病院や介護施設も該当するかどうかの質疑があり、不特定多数のものが利用する施設が要件となるので、病院や介護施設も不特定多数が利用する施設であるので、そこに隣接するブロック塀も対象となると説明がありました。

ほかにも質疑ありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議案第78号、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

議案第78号のうち、市民厚生常任委員会に付託となりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、起立採決の結果、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

市民課関係について、委員より、社会保障税番号制度関連システム整備事業について、預貯金などと連携させ、対象範囲を広げると新聞等で報道もあるが、行政、国や県の動きはあるのかとの質疑に対して、担当課より、預貯金等の連携は、国では検討するとされているが、具体的な方針や日程等については、県及び市町村には何も連絡が入っていないと答弁がありました。

委員より、国民年金保険料の免除期間について質疑があり、担当課より、新しく対象となった産前・産後の期間については、申請方式になり、本人から申請がないと免除とならず、そのまま保険料を納めていただく形になると答弁がありました。

環境生活課関係について、担当課より新エネルギー導入支援事業について、太陽光発電設備設置やペレットストーブ設置に対する補助について説明があり、委員より、設備の設置価格が下がったにもかかわらず、太陽光発電の買い取り価格が下がったことで普及が進まない状況について質疑があり、担当課より、太陽光パネルの設置については、以前の75%くらいの費用で設置可能と推測するが、買い取り制度の固定価格はスタート時に42円であったのが現在は28円、来年は26円と今後下がっていくことが国の施策としてあり、普及が進んでいないという答弁がありました。

ほかの委員より、再生可能エネルギーの買い取り価格がどんどん下がっていく中、糸魚川市とし

てどういう戦略で進めていくのかとの質疑があり、新聞報道では、太陽光発電の買い取り価格は、4年後には11円と、現在の半分以下となるとあり、このことから国の総合的なエネルギー政策の動向を見きわめながら、市民の再生可能エネルギー利活用を推進したいと思っているが、具体的な施策は持ってない。ただ、ペレットストーブなど地産地消の再生可能エネルギーなので、市の補助制度も検討していきたいと答弁されました。

福祉事務所関係については、担当課より、社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会が整備する障害者グループホーム、(仮称)グループホームこまくさ開設への補助について説明があり、委員より、地元寺町区と近隣住民の障害者グループホーム設置の受け入れの状況について、男女が共同で生活することについての質疑があり、担当課より、男性、女性が共同で生活するグループホームは、市内で初めてになる。一日のうち3つの時間帯でグループホームのスタッフが交代で管理をし、トラブル等は起きないように配慮すると答弁されました。

そのほかに、市で購入し、法人に貸し出す敷地の有効活用と、建物の配置計画について、平面計画や、法人スタッフが使用する駐車場の利用と安全性、避難計画や避難路の確保などについて質疑がありましたが、詳細は割愛させていただきます。

健康増進課関係については、担当課より、修学資金貸与事業の医師養成資金貸与金の増額について説明があり、事業の利用者の状況に対する質疑には、平成29年度の1名に対して、30年度については3名の方に貸与を決定し、増加という形になっているとのことであり、当事業の利用者は、平成20年度の開始から利用者数の増減はあるものの、毎年利用いただいているとのことでありました。

このほかにも質疑がありましたが、報告は割愛します。

以上で、議案第78号のうち、当委員会に付託となりました関係部分についての審査報告を終わります。

○議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番(新保峰孝君)

日本共産党の新保峰孝です。

議案第78号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算(第3号)であります。2款総務費に社会保障税番号制度関連システム整備事業で443万円の補正がされております。住基ネットにさ

さまざまなシステムを接続していくもので、年金を含む社会保障情報、税金の情報、預貯金、健康診断などの民間機関が扱う情報、さらにカルテや診療報酬明細など医療情報、戸籍や旅券、自動車登録など国と地方を接続し、膨大なシステムの構築を目指していくものでありますが、メリットが少なく費用だけがかかるものであります。

膨大な個人情報が一たび流出すれば、はかり知れない被害をもたらすことは明らかでありますので、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第78号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9．発議第4号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、発議第4号、シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

斉木 勇議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木議員。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書。

公益社団法人糸魚川市シルバー人材センターは、定年退職者、その他の高齢者等の居場所と出番をつくり、生涯現役社会実現の役割と高齢者の社会参加の促進に寄与しており、高齢者の健康維持と生きがいの充実、地域社会の活性化、医療費・介護費用の縮減等にも大きく貢献しております。

さらに一昨年4月、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正により、会員の働き方の要件が緩和され、都道府県知事が指定する業種・職種について、週40時間までの就業が可能となりました。

しかしながら、行政刷新会議の事業仕分けによる国庫補助金の大幅削減に伴い、事業運営は苦境に陥り、中には解散をせざるを得ないとするシルバー人材センターもあり、危機的な状況が見られております。

一方、糸魚川市は、さらなる高齢化の進展が確実であり、生活の安定を求めて、シルバー人材センターを通じた就業を希望する高齢者が、今後さらに増加すると見込まれており、センターへの期待は、ますます高まることが予想されます。

よって、国におかれては、少子高齢化時代における活力ある地域社会実現のため、高年齢者の社会参加促進に向けたシルバー人材センター事業のさらなる支援拡充が行われることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出いたします。よろしく願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第4号、シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．議員派遣について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

タブレット研修、糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会及び上越三市議会議員合同研修会に、会議規則第167条第1項の規定により、20人の議員全員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、20人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日、通知いたします。

日程第11．閉会中の継続審査及び調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第11、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成30年第3回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ご報告申し上げます。

去る9月3日から本日までの長期間にわたり、決算審査を初め、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に4点についてご報告を申し上げます。

最初に、フォッサマグナミュージアム入館者150万人達成についてご報告申し上げます。

9月12日、フォッサマグナミュージアムの入館者が、平成6年4月のオープン以来、150万人を達成することができました。引き続き、特別展の開催や常設展示の自立を図りながら糸魚川ユネスコ世界ジオパークと国石ヒスイ展示の拠点施設として誘客に努めてまいります。

2点目に、法律事務所の開設について、ご報告申し上げます。

このたび24年8月に開所した糸魚川きぼう法律事務所にかわり、日本弁護士連合会の支援を受けて糸魚川ひまわり基金法律事務所が開設することになりました。場所は、これまでと同様にヒスイ王国館であり、11月1日から相談業務が開始される予定であります。今後も引き続き、市民に身近な法律事務所として活用されることを期待いたします。

3点目に、第35回がん征圧新潟県大会の開催についてご報告申し上げます。

10月12日、糸魚川市民会館におきまして、がん征圧新潟県大会が開催されます。今大会は、日本人の死因の第1位であるがんの撲滅に向けて、がんに対する正しい知識の普及とがん検診の重要性をアピールすることを目的として、新潟県健康づくり財団が開催するものであります。本市においても地元自治体として協力してまいります。より多くの市民の方からご参加いただきたいと考えております。

最後に、小滝地内林道入山線において発生した落石と今後の対応についてご報告申し上げます。

8月16日の朝、地元住民から落石の第一報があり、現地を確認いたしましたところ、重量約20トンの巨大な落石がありました。直ちに林道起点部の瀬野田地区からヒスイ峡展望台までの区間を交通どめにいたしております。安全確認のため9月3日に緊急点検を実施し、12日には、地元自治体振興協議会及び関係団体に点検結果と今後の予定について説明会を行ったところであります。現在、接近目視が困難な状況であるため春先の融雪後に詳細点検、安全対策を行った後、交通規制を解除したいと考えております。

なお、ヒスイ峡展望台への通行は、高浪の池経由でおいでいただきますよう関係団体と連携を周知してまいります。

以上、4点についてご報告申し上げます。

議員各位を初め市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成30年12月市議会定例会の招集日を12月3日、月曜日とさせていただきたい予定であることをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

これもちまして、平成30年第3回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午後2時26分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員